

《第62回 函館圏優良土産品推奨会開催要綱》

- 1 目的 函館圏域観光土産品の中から、品質、公正表示、郷土性等特に優れた観光土産品を推薦することにより、新しい観光土産品の育成・発掘等、観光土産品の振興に寄与することを目的とする
- 2 主催 函館圏優良土産品推奨実行委員会
〔函館市、函館商工会議所、(一社)函館国際観光コンベンション協会、みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会〕
- 3 事務局 〒040-0063 函館市若松町7番15号
函館商工会議所 地域振興課 担当：伊藤
TEL 0138-23-1181 FAX 0138-27-2111
- 4 日時 平成30年3月19日(月) 午前10時より
- 5 会場 フォーポイントバイシェラトン函館 3階 ラベンダー I
- 6 出品申込
 - (1) 出品資格 函館圏〔函館市、渡島・檜山管内〕
における土産品製造業者または販売業者
※販売業者の出品は事前に製造業者の許可を得ること
 - (2) 出品商品 観光土産品〔農水産品、菓子、民・工芸品のいずれか〕
出品点数は制限しない
 - (3) 参加登録料 一社につき 1,000円
 - (4) 出品料 商品1品につき 700円
ただし11品目より1品につき 500円
 - (5) 出品方法 別紙申込用紙に所定事項記載のうえ、参加登録料、出品料を添えて事務局に申込みものとする
- 7 受付期限 平成30年3月2日(金)まで
- 8 商品搬入 平成30年3月12日(月)～15日(木) 午前9時～午後5時まで
搬入品は函館商工会議所地域振興課(担当：伊藤)へご持参下さい。
賞味(消費)期限に余裕のあるもの、搬入予定日に担当の都合がつかない等の場合には、前週での搬入にも応じます。(事前相談のこと)

- 9 その他 出品商品が食品の場合、試食用〔同一商品または試食用として別に用意しても可〕を必ず添付のこと
出品商品は原則として返却しないが、食品、民・工芸品で特に返品を希望する場合は、その旨を申込書のその他欄に必ず明記すること
冷凍品・なまものについては別途協議して搬入する
- 10 審査 実行委員会より委嘱した審査委員が次の事項を基準に審査を行う
(1) 観光土産品にふさわしい
(2) 郷土色が豊かでデザインが優れている
(3) 品質が優れている
(4) 包装が優れている
(5) その他特に長所がみとめられるもの
- 11 推奨品 本審査に合格したものを「函館圏優良土産品」として推奨する。
また、推奨品が食品の場合は「みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会」の認定証の貼付を認める。ただし、推奨有効期間は2年間とする。
推奨品のうち「みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会」会員企業については、全国観光土産品公正取引協議会へ認定審査会の結果を報告し、認定証書の交付を申請する
- 12 入賞品 推奨品のうち、特に優秀品を選考のうえ、各部門〔農水産部門、菓子部門、民・工芸品部門〕ごとに、次の賞を授与する
- | | | |
|---------------------------|-----|----|
| ① 函館市長賞 | 各部門 | 1点 |
| ② 函館商工会議所会頭賞 | 各部門 | 1点 |
| ③ (一社)函館国際観光コンベンション協会会長賞 | 各部門 | 1点 |
| ④ みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会会長賞 | 各部門 | 1点 |
| ⑤ 奨励賞 | 各部門 | 若干 |
- ただし、上記賞に関し、委員会において必要と認めた場合には、各賞の増減をすることがある
- 13 発表 入賞品及び推奨品は出品者に通知するほか、関係機関等を通じてPRに努めることとする
(※入賞品は会議所ホームページに掲載する他、市役所1階に展示する)